

岩手県契約審議会会議録

開催日時

平成27年6月22日（月）10：30～11：50

開催場所

岩手県庁12階 特別会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長選出
- 5 報 告
 - (1) 県が締結する契約に関する条例の概要について
 - (2) 岩手県契約審議会の審議事項及び審議等スケジュールについて
- 6 議 題
条例施行規則（案）について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

会議に出席した委員

【委 員】

秋山 信愛	税理士・公認会計士
稲葉 馨	東北大学大学院法学研究科教授
熊谷 隆司	弁護士
佐藤 義昭	一般社団法人岩手県経営者協会専務理事
谷藤 邦基	一般財団法人岩手経済研究所主席研究員
宮本ともみ	岩手大学人文社会科学部教授
八幡 博文	日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長

欠席した委員

【委 員】

な し

事務局等出席者

千葉 茂樹	副知事
<事務局>	
菅原 和弘	商工労働観光部長
高橋 徹	雇用対策・労働室長
工藤 直樹	〃 労働課長
高村 利哉	〃 労働担当主任主査
藤原 隆博	〃 労働担当主任主査
佐藤 泰宗	〃 労働担当主査

<関係室課>

総務部総務室、総務部管財課、県土整備部建設技術振興課及び出納局指導審査担当の職員

平成 2 7 年度
第 1 回岩手県契約審議会

日時 平成 2 7 年 6 月 2 2 日（月）午前 1 0 時 3 0 分
場所 岩手県庁 1 2 階 特別会議室

1 開 会

○高橋雇用対策・労働室長 皆様おそろいでございますので、只今から平成 27 年度第 1 回岩手県契約審議会を開催いたします。

私は、当審議会の事務局を担当してございます雇用対策・労働室長の高橋でございます。暫時進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員 7 名中 7 名全員のご出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますので、県が締結する契約に関する条例第 13 条第 2 項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告いたします。

2 あいさつ

○高橋雇用対策・労働室長 それでは、開会に当たり、千葉副知事からご挨拶を申し上げます。

○千葉副知事 副知事を務めております千葉と申します。第 1 回目の岩手県契約審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、委員の皆様方は本当にご多忙な方ばかりでございますが、本審議会の委員をお引き受けいただきまして、また、本日もご出席いただきまして本当にありがとうございます。心から感謝申し上げる次第でございます。

ご案内のとおり、岩手県が発注しております契約を通じまして、県民の福祉の増進に資することを目的といたします県が締結する契約に関する条例が本年 3 月 27 日に公布されまして、4 月 1 日から一部本審議会に関する規定などが先行して施行されたところでございます。

近年、地方公共団体が発注いたします契約によって行われる工事や業務の質の向上、あるいは現場担当の方々の適正な労働条件の確保についての社会的要請がますます高まっております。また、地方公共団体が締結いたします契約の活用を新たな行政手法として捉え、それを通じて幅広い施策を推進しようとする動きも広がってきているところでございます。

本県におきましても東日本大震災津波からの復興を第一に、様々な施策に取り組んでいる中で、県が締結いたします契約の活用を行政手法の一つとして位置づけまして、県の契約を通じて労働者の条件の確保や持続可能で活力ある地域経済の振興あるいは社会的価値の向上などに取り組む必要があるものとの考え方からこの条例が制定されたところでございます。また、この条例の制定に関しましては、様々な方から請願等を頂戴し、県議会でも採択されたという事情もございます。

いずれ本岩手県契約審議会は、こうした条例に基づきまして、県の契約を通じた県の取組を条例が定める基本理念の実現に資するものにするため、本日もお集まりの学識経験者の皆様から御意見をお聞きするための機関として設置するものでございます。

委員の皆様方には、本審議会においてそれぞれの立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げますとともに、本県の適切な県契約の締結及び履行の確保並びに県契約を通じた適正な労働条件の確保等の施策の一層の推進のため、お力添え賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。当審議会をよろしくお願い申し上げます。

- 高橋雇用対策・労働室長 千葉副知事でございますが、所用のため、途中 11 時ごろに退席の予定でございますことをあらかじめご了承願います。

3 委員紹介

- 高橋雇用対策・労働室長 それでは、本日は岩手県契約審議会の委員選任後、初めての会議でございますので、お手元の名簿に従いまして、委員の皆様を紹介させていただきます。
まず、税理士・公認会計士の秋山信愛委員でいらっしゃいます。
- 秋山委員 よろしくお願います。
- 高橋雇用対策・労働室長 東北大学大学院法科学研究科教授、稲葉馨委員でいらっしゃいます。
- 稲葉委員 稲葉でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- 高橋雇用対策・労働室長 弁護士の熊谷隆司委員でいらっしゃいます。
- 熊谷委員 よろしくお願いたします。
- 高橋雇用対策・労働室長 一般社団法人岩手県経営者協会専務理事の佐藤義昭委員でいらっしゃいます。
- 佐藤委員 よろしくお願いたします。
- 高橋雇用対策・労働室長 一般財団法人岩手経済研究所主席研究員の谷藤邦基委員でいらっしゃいます。
- 谷藤委員 よろしくお願いたします。
- 高橋雇用対策・労働室長 岩手大学人文社会科学部教授、宮本ともみ委員でいらっしゃいます。
- 宮本委員 宮本です。よろしくお願いたします。
- 高橋雇用対策・労働室長 日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長、八幡博文委員でいらっしゃいます。
- 八幡委員 八幡と申します。よろしくお願いたします。
- 高橋雇用対策・労働室長 それでは、事務局についてご紹介させていただきます。
商工労働観光部長、菅原でございます。
- 菅原商工労働観光部長 菅原です。どうぞよろしくお願いたします。
- 高橋雇用対策・労働室長 それから、私は雇用対策・労働室の高橋でございます。よろしくお願いたします。
同じく雇用対策・労働室労働課長の工藤でございます。
- 工藤労働課長 工藤でございます。よろしくお願いたします。
- 高橋雇用対策・労働室長 同じく当室主任主査の高村でございます。
- 高村主任主査 高村です。よろしくお願いたします。
- 高橋雇用対策・労働室長 同じく当室主任主査の藤原でございます。
- 藤原主任主査 藤原です。よろしくお願いたします。
- 高橋雇用対策・労働室長 それから、同じく当室労働担当主査の佐藤でございます。
- 佐藤主査 佐藤と申します。よろしくお願いたします。
- 高橋雇用対策・労働室長 そのほか本日は関係室課から総務部総務室、総務部管財課、県土整備部建設技術振興課、出納局指導審査担当の各職員に出席いただいております。よろしくお願いたします。

4 会長選出

- 高橋雇用対策・労働室長 続きますして、会長選出に移らせていただきます。
県が締結する契約に関する条例第 12 条の規定によりまして、当審議会に会長を置くこととなっており、その選出は委員の互選によることとなっております。本来でございますれば、仮の議長をどなたかにお願いしなければならないところではございますけれども、便宜上、事務局で進行させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 高橋雇用対策・労働室長 ありがとうございます。
それでは、会長の選任の方法でありますけれども、どのような形で進めたらよろしいでしょうか。
〔「事務局一任」の声あり〕
- 高橋雇用対策・労働室長 ありがとうございます。事務局一任という声がありましたけれども、そのような形で進めることとしてよろしいでしょうか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 高橋雇用対策・労働室長 それでは、早速ではございますが、事務局といたしましては熊谷委員に会長をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 高橋雇用対策・労働室長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、会長は熊谷委員をお願いするということで決定させていただきます。
それでは、熊谷会長には議長席にご移動いただきまして、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。
- 熊谷会長 座って発言させていただきます。只今、委員の皆様の互選によりまして、岩手県契約審議会の会長に選任されました熊谷でございます。
先ほど千葉副知事のご挨拶にありましたように、県の取り扱う契約を通じて労働者の適正な労働条件の確保や、あるいは行政手法として社会的な価値を実現する、行政的な価値を実現するという、そういう観点からこの審議会が設けられたと、このように伺っておりますし、そのとおりだと思います。
この4月から一部施行されたという形になっておりますが、これからその内容を皆様とともに掘り下げ、あるいは課題を見つけて審議会が設置された目標を十分に実現していきたいと思っております。本審議会の円滑な進行にご協力をくださるようよろしくお願いいたします。
- 高橋雇用対策・労働室長 熊谷会長、大変ありがとうございました。
次に、会長職務代理者を決めさせていただきたいと思っております。会長職務代理者につきましては、条例第 12 条第 3 項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、熊谷会長からご指名をお願いいたします。
- 熊谷会長 私といたしましては、宮本委員に務めていただきたいと思いますと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 高橋雇用対策・労働室長 ありがとうございます。

5 報 告

- (1) 県が締結する契約に関する条例の概要について
- (2) 岩手県契約審議会の審議事項及び審議等スケジュールについて

○高橋雇用対策・労働室長 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は条例第12条第2項の規定により、会長が議長となって運営するということとなっておりますので、これ以降の会議の運営につきましては熊谷会長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○熊谷会長 それでは、会議の次第によりまして議事を進めてまいります。

まず、報告(1)、県が締結する契約に関する条例の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

○工藤労働課長 それでは、条例の概要について説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料No.1と、それから同じ内容をこちらの前のスライドのほうに映らせていただいておりますので、こちらもお覧いただきながらご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の1枚目の下段、スライドの2頁でございますが、この条例は、社会情勢等を背景に県議会で公契約条例の制定を求める請願が採択されたことが契機となっておりますので、そうした条例制定の経緯、背景から説明いたします。

公契約と申しますのは、一般に当事者の一方が公の機関であります公共工事などの契約を指しまして、ILOの公契約における労働条項に関する条約にその名前が由来すると言われております。この条約の批准国は、公契約について同一地域、同一の性質の労働に対する契約に劣らない労働条件を確保する労働条項を盛り込むということとされておりますが、日本は未批准となっております。

こうしたことから、公契約について従事者の賃金等の労働条件の基準を定める労働条項などを盛り込むことによって、適正な労働条件の確保等を図るものが公契約法あるいは公契約条例と呼ばれております。

次に、資料の2枚目の上段、スライド3頁の公契約を取り巻く状況ということでございますが、第1に公契約に対しましては透明性、競争性の確保の要請に応じまして、契約の透明性等のための改善を図ってきているということがあります。一方で、一般競争入札の拡大に伴う価格競争の激化によります工事やサービスの質の低下という問題から、そういった質の向上についての要請も高まっております。さらに、受注企業等に対する社会的責任の遂行に対する期待も高まっているということがございます。そして、何よりも大震災からの復興を進める本県にとりましては、復興工事の本格化に伴う環境の変化ということもございます。本県の建設投資額は、復興工事の本格化に伴い回復に向かってはありますが、スライドの4頁ですけれども、本県の労働者の平均賃金、特に建設業における賃金は減少傾向にありまして、平成26年度も平成22年度のものを下回ったままの状況にございます。

一方で、スライドの5頁ですけれども、労働災害は増加の傾向にあるということもございます。

ということから、スライド6頁にありますとおり、このような状況、それから公契約に対する社会的要請に伴いまして、公契約を活用して政策を推進する動きが出ております。まず、国の動きとしまして、アの国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律によります環境物品等の調達の推進ですとか、イの公共サービス基本法による公共サービス従事者の適正な労働条件の確保などのための施策の努力義務化というような動きがございます。

また、地方自治体におきましては、スライド7頁ですが、公契約による政策

推進の拡大という動きがありまして、環境対策を初めとした取組が行われております。

そして、スライド8頁ですが、全国の自治体におきましては千葉県の野田市が、いわゆる公契約条例を制定し、平成22年2月から施行したのをはじめ、10を超える自治体で制定されております。また、都道府県では長野県の条例が26年4月から施行されておりますし、奈良県の条例が26年6月議会で成立し、本年4月から施行され、そして岐阜県では本県と同じ2月議会で成立して4月から施行をされている状況でございます。こうした公契約条例が規定する内容としましては、スライドには出ていませんが、野田市などの条例では法定の最低賃金額を超える賃金下限額の基準を定める、いわゆる賃金条項が定められておりますし、一方、秋田市などの条例では賃金額の設定はありませんで、適正な賃金の支払額を定める条件が定められております。それから、都道府県の他の県の条例におきましても賃金条項はありませんで、法定の最低賃金の遵守を含む労働条件に関する条項が設けられております。

スライド9頁ですけれども、こうした社会情勢や公契約をめぐる動きを背景に、平成24年9月県議会におきまして公契約の早期制定を求める請願が採択されております。この請願採択を受けまして、スライド10頁の(2)の条例制定までの経緯というところですが、県では平成25年度に部局横断的に検討を行い、平成26年度に条例案を取りまとめまして、27年2月県議会定例会に提案、可決成立して、3月に条例が公布、本年4月から一部が先行施行されたところでございます。

次にスライド11頁、条例の概要についてでございます。この条例は、3段階で施行することとされております。初めに、平成27年4月1日施行の規定でございますが、第1条は県契約に関するこの条例の目的を定めております。

それから第2条、スライドの12頁ですけれども、用語の定義、県契約、特定県契約等の業務を定義してございます。

それから、スライド13頁の第3条は条例の基本理念を定めておりまして、第1項では、県契約は3つの点、1つ目は契約の過程等の透明性、競争の公正性、2つ目は総合的にすぐれた内容、3つ目は従事者の適正な労働条件という3点が確保されたものでなければならないとしております。第2項では、県契約は事業者の2種類の取組、1つ目は地域における雇用の確保などの持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組、それから2つ目が障がい者等の雇用促進など社会的な価値の向上に資する取組、こういった2種類の取組が配慮されたものでなければならないとしております。

それから、スライド14頁、第9条から第16条までが4月から施行されておりますこの審議会の根拠規定でございます。契約審議会の設置目的、組織、会議の招集、開催等について規定してございます。

それからスライド15頁、平成28年4月から施行される規定でございますが、まず県の責務や取組等ございまして、第4条は県の責務について規定してございます。

それからスライド16頁、第6条ですけれども、県が基本理念の実現を図るために第3条第1項に掲げる、すなわち契約の透明性や労働条件の確保などのための県の取組と、それから第3条第2項の事業者の取組を促進するための県の取組を取りまとめ、その結果を反映させるということとされております。なお(2)の第2号の括弧書きにつきましては、事業者による地域経済の振興に

資するような取組、こういった取組は様々ありますけれども、そのうち県が取りまとめる対象につきまして、地方自治法施行令に規定する入札参加資格要件とすることができるものと、それから総合評価一般競争入札の落札者決定基準、そういった落札者決定基準に設定することができるもの及び規則で定めるものに限るということとしてございまして、この規則で定める案につきましては、後ほどの議題において御審議をいただく予定としてございます。

また、こうした取組を県が取りまとめることに関しましては、その参考例としまして、スライド17頁ですが、平成26年4月から条例が施行されております長野県では、こういった長野県の契約に関する取組方針ということで取りまとめて公表をしております。

長野県では、スライド18頁にありますような取り組む方向性などについて実施済みの取組も含めて公表しているというところでございます。

次に、スライド19頁ですが、平成28年4月からは県契約の受注者等の責務や法令遵守の規定も施行になります。第5条は受注者等の責務を規定しておりますし、第7条は受注者及び下請者等に最低賃金の支払いや健康保険、年金保険、労働保険、雇用保険に関する届出義務の遵守を求めるということを規定しております。この中で(4)、第4号の国民健康保険及び国民年金の被保険者の資格の取得の届出につきましては、当初条例案にはありませんでしたが、パブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえて追加したものでございます。この(2)、(3)、第2号、第3号の健康保険や厚生年金が不適用になる方々について国民健康保険等の加入を促進するために、受注者等に届出の遵守義務を課すべきものにつきましては規則で定めるものに係るものに限るということで、規則で対象を決めることとしてございまして、この規則案につきましても後ほどの議題で御審議いただく予定としてございます。

最後に、スライド20頁に、平成29年4月1日までに規則で定める日から施行されるということとされておりますのが第8条の規定でございます。県契約のうち、規則で定める種類及び金額の要件に該当する特定県契約の受注者であります特定受注者から、規則で定めるところにより報告を求めたり、調査を行うことができるということとしてございます。これらの規則につきましては、第8条の関係の規則につきましては、次回以降の審議会でご審議いただきながら平成29年4月1日までに定めるように進めていきたいというふうに考えてございます。また、この点線囲みのところでございますが、条例の附則には見直し規定が設けられてございまして、条例施行後3年を目途に検討して必要な措置を行うことということとされてございます。

以上が条例の概要についての説明でございます。よろしくお願いたします。

○熊谷会長 ありがとうございます。只今の事務局からの報告に対しまして、委員の皆さんから御質問あるいは御意見等はございますでしょうか。

技術的などところも相当あるような感じもしますけれども、資料は今日配付されたのですか、事前に配付されたのですか。

○工藤労働課長 あらかじめ送らせていただきましたが、数日前ではございます。

○熊谷会長 そうですか。いかがでしょうか、もし特になければ次の報告に入りますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○熊谷会長 それでは、次に報告(2)、岩手県契約審議会の審議事項及び審議等のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○工藤労働課長 それでは、お手元にお配りしております資料No.2の1頁をご覧いただきたいと思います。岩手県契約審議会の審議事項でございますが、1の審議会の所掌は、条例第10条の規定によりまして、(1)の県契約の総合的に優れた内容の確保、それから(2)の県契約従事者の適正な労働条件の確保、それから(3)の県契約において配慮すべき事項に関することの3点とされております。

2の主な審議事項でございますが、1つ目は(1)の平成28年4月1日施行の条例第6条の規定によりまして基本理念の実現に向けた施策、具体的には県の契約における総合的に優れた内容及び適正な労働条件を確保する等のための県の取組の取りまとめについてでございます。

それから、2頁の条例の概要では、スライドに同じものを載せてございますけれども、こちらのスライドでいいますと平成28年4月1日施行分の規則が第6条の一部規則、それから第7条の一部規則となっているところでございます。

それから、3頁をご覧いただきたいと思いますが、3頁にありますようなイメージで県の取組を取りまとめることと考えてございます。

また、4頁に既存組織との役割分担がございますが、県の取組の取りまとめに当たりましては既存組織と役割分担をするなどして、県で全庁的に検討してこの審議会、4頁の右上のほうにあります岩手県契約審議会でいただいた御意見等について全庁的に取組を取りまとめて改善等を図っていきたいというふうに考えてございます。

それから、1頁目にお戻りいただきたいと思いますが、主な審議事項の2つ目は(2)の県が締結する契約に関する条例施行規則についてでございます。Aの基本理念の実現を図るための県の取組の取りまとめ範囲、それから国民健康保険法等の遵守義務の適用範囲の一部については、平成28年4月1日施行の条例第6条、第7条の規定によりまして、規則で定めることとされており、条例第6条、第7条と同じく平成28年4月から施行させる必要があるものでございます。この県の規則は、本来知事が定めるものではございますが、条例の施行のために必要な重要事項としまして審議会での御審議をお願いした上で制定しようとするものでございます。この規則の案につきましては、この後の議題においてご審議いただく予定としております。

それから、イの特定県契約に係る措置に関する規則は、平成29年4月1日までに規則で定める日から施行することとされているものでございます。こちらのスライド(資料No.2の2頁)で見ますと、第2条の特定県契約の対象、それから、第8条の特定県契約の報告を求める方法、それから、第8条の施行期日を平成29年4月1日までに規則で定めるというふうになっております。

そして、特にこの特定県契約につきましては、こういった種類の契約のどのような金額のものを特定県契約として定めて受注者から報告をいただくことにするか、またどのように報告いただくことにするかということにつきまして、規則で定めることとされております。この規則の案につきましては、次回以降の審議会でご審議いただきたいというふうに考えてございます。

それから、1頁の主な審議事項の(3)、条例の見直しについてでございますが、条例の附則第2項によりまして、条例の見直し等の検討については、実際には条例施行後の平成28年度以降にご審議いただく予定としてございます。

次に、契約審議会の開催等、今後のスケジュールについてでございますが、資

料の5頁をご覧いただきたいと思います。本年度は条例の施行準備年度といたしまして、まず平成28年4月施行分の規則について、本日の審議会と、それから第2回の審議会でご審議いただいて、9月から10月ごろに制定、公布の上、来年4月からの本格施行に向けた周知、啓発活動を行う予定と考えております。

また、条例第6条によります県の取組の取りまとめにつきましては、このスケジュール表の真ん中よりちょっと右の矢印のあたりですけれども、条例の本格施行と同じ来年4月の公表に向けまして、次回審議会と来年の2月上旬ごろに行う第3回目の審議会でご意見を頂戴したいというふうに考えてございます。また、平成29年4月までに施行する特定県契約に関する規則につきましては、その施行までに半年程度の周知期間を確保したいというふうに考えてございまして、こういった周知期間を確保することができますように平成28年10月ごろの制定、公布を目途に次回の審議会から来年度前半にかけてご審議いただいて、御意見を頂戴したいというふうに考えてございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○熊谷会長 ありがとうございます。只今のこの契約審議会の審議事項並びに審議等のスケジュールについて、事務局のほうから報告がございましたが、この報告に対しまして皆様のほうから御質問あるいは御意見等はいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○谷藤委員 今ご説明いただいた資料の4頁で、既存組織との役割分担ということがあったわけなのですけれども、何となくわかったようでわからないのがずっと尾を引いています。私どもの岩手県契約審議会とは別に入札契約適正化委員会が以前から活動されているわけで、当然目的とするところは違うと思うのですけれども、どうも役割の内容が重なる部分が出てくるような感じもするので、その辺がどういうすみ分けといいますか、役割分担になっているのかという辺りがどうもよくわからないなというところがあって、そこをちょっとご説明いただければと思います。

○工藤労働課長 ありがとうございます。今ご覧いただいている資料No.2の4頁の右上のほうに岩手県契約審議会（第三者機関）とありまして、総合的に優れた内容の確保、それから適正な労働条件の確保、県契約で配慮すべき事項というふうにあります。これは資料No.2の1頁の1の審議会の所掌と書いてあるところと同じ趣旨でございます。

一方、資料No.2の4頁の県営建設工事入札契約適正化委員会では、主に透明性とか、公正性とか、そういったそれぞれの契約制度の本来のあり方につきまして、検討をして入札制度の改善とかをやってきたのですけれども、そういった見直しにつきましては、今後も既存の県営建設工事入札契約適正化委員会ですとか、入札制度改善等検討委員会で行ってまいります。それにこの条例によります契約審議会でも総合的に優れた内容の確保ですとか、労働条件の確保ですとか、県契約において配慮すべき事項、先ほどお話しした事業者の取組を促進するとか、そういったところがプラスになるということでございます。

契約の透明性や公正性、そういった入札契約制度のための検討組織は今までもおりありますし、今後もそういったところはやっていきますが、それに加えて今お話ししたこの審議会の所掌内容についての審議がプラスになるということでございます。

そうは申しましても、厳密にはいただいた御意見が重複するといえますか、措置の公正性や競争性といったような話題に及ぶようなことや、そういった御意見を頂戴することもあるかと思いますが、それにつきましては事務局のほうで調整いたします。皆様から御意見をいただいた上で、既存の組織との役割分担を調整しながら検討を進めてまいりますので、余りその辺は心配要らないだろうというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○谷藤委員 今の御説明を聞いていて、私なりの理解としては、要するに我々の主な役割は基準づくりであって、その基準あるいはその他の法令等に基づいてチェックをするのが入札契約適正化委員会であるという、大体そういう理解でよろしいのですか。

○工藤労働課長 基準とおっしゃられましたが、先ほどご覧いただいた、例えば資料No.2の3頁のような取組、あくまでまだイメージでこれから具体的にご検討、ご審議いただくわけですが、この項目に具体的にどういった取組を加えていくべきかとか、条例の目的に照らしてどういった取組を加えていくべきかといった感じで取組の取りまとめをしていきたいというふうに考えております。

あるいは、先ほどご説明させていただきました資料No.2の1頁、2の主な審議事項の(2)のイにあります特定県契約に係る措置について、どういった契約を特定県契約に決めるのかとか、それをどういった形で報告してもらおうかといったような、そういう基本的なところ、この条例の骨格となるようなところを当面はご審議いただきたいと考えております。そういった意味では、この条例の基本となるところについてご審議いただきたいというところでございます。

○熊谷会長 副知事、大丈夫ですか。

○千葉副知事 すみません、色々ご配慮いただきまして。そろそろ次の公務で失礼させていただきませんが、今大変重要な御質問をいただいております。色々ポンチ絵も書いて出しておりますが、今回、この審議会におきましては、いずれ契約全般について、広範な視点でご議論いただきたいと思っております。契約の公平性の手続とか、当然ミクロなものもあるわけですが、先ほど基本理念の説明でも申しましたが、持続可能で活力ある地域経済の振興に関する取組とか、社会的価値の向上に関する取組とか、そういう部分についての非常にマクロな話題も含めて契約全般についてご議論を賜っていただきたいと考えている次第でございます。

先ほどの説明にありましたが、市区では10カ所以上、県では私どもと同時スタートも含めて4カ所ということで、今後の審議会でもご説明させていただきますが、それぞれ条例の内容も違います。まさにそれぞれ各地域、各県の事情を踏まえながら策定しています。特に、東北では岩手県が初めてでございます。ぜひ岩手モデルということをつくっていきたいと考えており、そういう意味で大変お忙しい先生方に今回委員をお願いしたわけでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。申しわけございませんが、退室をさせていただきます。失礼いたします。

○熊谷会長 ここで退席となりますので、どうもありがとうございました。

○千葉副知事 では、失礼いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○熊谷会長 ありがとうございました。

谷藤委員さん、いかがでしょうか。

○谷藤委員 恐らくこれから議論していく中でその辺が固まってくるのかなとい

うふうに理解しております。どこまで私どもは活動すべきなのかというのはちょっと曖昧な感じのところもあるので、今日は1回目ですし、規則もこれから作っていくということで、多分色々議論していく中で、自ずとその棲み分けもできてくるのだらうなと思いましたが、あとはこれから追々議論させていただきながら考えさせていただければと思います。

○熊谷会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。当然やっているかと思いますが、他の都道府県あるいは市町村でこういう契約の審議会を設けて先進的に取り組んでいる事例の情報も集めて分析しながら、あとは今、副知事が独自の岩手モデルのような形で持っていきたいということをおっしゃられておりましたけれども、その辺のところは事務局のほうでも当然情報収集しながらやっていくということでよろしいでしょうか。

○工藤労働課長 はい、そのとおりでございます。先ほどの説明は、時間の関係もあって割愛しましたが、本県の条例をつくる過程では既に制定されている10以上の市区の条例ですとか、長野県や奈良県の条例の内容なり運用なりを参考に定めてございます。大ざっぱに言いますと、先ほどご覧いただいた長野県の例では条例に定める基本理念を実現するために、取組方針を定めているということでございますし、それから奈良県では特定公契約というものを定めて、その特定公契約については報告をもらおうというふうになっています。

そういったところを引き続き先行県なりの状況をさらに調査し、情報提供させていただきながらご審議いただきたいというふうに考えております。

○熊谷会長 ありがとうございます。

そのほか御質問あるいは御意見でも、あるいは感想でも結構かと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○秋山委員 前にも事務局の方には申しておりますが、理念というのは非常によく理解できるのですけれども、これを実効性あるものとするためには、かなり工夫といいますか、努力といいますか、その辺が必要になると思いますので、そのところをよく研究して提案していただきたい。あと、余り厳し過ぎると今度は契約が成り立たないとか、そういう弊害もあり得ますので、その辺のバランスをよくとる必要があるというふうに思っておりますので、その辺のところを踏まえて今後の議論を進めていただきたいと思います。

○工藤労働課長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、条例ができた以上は条例をしっかりと実効性があるものにしていきたいというふうに考えてございます。ただ一方、この条例は、労働条件の確保、それから地域経済の振興といった両面を考えています。その両方をうまく循環させて県民福祉を増進することを目的にしていますので、その両方がうまく進むように運用されるようにしていきたいと考えてございます。今のご指摘も踏まえて、よく調査等しながらご審議いただけるように進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○熊谷会長 ありがとうございます。

それ以外はいかがでしょう。

(「なし」の声あり)

○熊谷会長 もしも今の発言以外に特にないということであれば、このスケジュールでは進んでいくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○熊谷会長 それでは、この点につきましてはこの程度にいたしまして、次の議題に入らせていただきます。

6 議 題 条例施行規則（案）について

○熊谷会長 条例施行規則（案）について、事務局から説明をお願いします。

○工藤労働課長 それでは、資料No.3に沿って説明をさせていただきます。

資料No.3、県が締結する契約に関する条例施行規則（案）でございます。先ほどご覧いただきました資料No.2の2頁の条例の概要のスライドでお示しますと、先ほどご覧いただいた6条と7条関係の一部規則というところ、平成28年4月1日から施行される予定のところでございます。条例におきまして、規則でこのように定めることとされたものが数カ所ございますが、それを条例施行規則により定めようとするものでございます。

資料No.3の1頁の第1条は、この規則の趣旨に関する規定でございます。県が締結する契約に関する条例の施行に関し必要な事項を定める旨を規定しております。

次に、第2条と第3条が今、スライドでご覧いただいた部分を定めたものでございます。

まず第2条でございますが、基本理念の実現を図るために県が取りまとめる事業者の取組につきまして、条例第6条第2号の規則で定めるものについては、地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約のうち、事前に企画の競争を行うものにおいて、条例第3条第2項各号に掲げる取組の推進に関する事項について、当該企画競争への参加の要件とし、又は契約の相手方の評価の基準として設定することができるものとしようとするものでございます。

その説明につきましては、恐縮ですが、資料No.3の2頁をご覧いただきたいと思っております。2頁以降は、県が締結する契約に関する条例の第6条及び第7条関係の逐条説明でございます。条例第6条は、【趣旨】のところの1行目の最後あたりから記載していますが、県の契約制度を通じて実施する基本理念の実現を図るための条例の第3条第1項に掲げる契約の透明性や労働条件の確保などのための県の取組と、それから第3条第2項の事業者の取組を促進するための県の取組を取りまとめて、その結果を反映させるということを規定しております。

そして、条例第6条第2号、(2)のところの括弧書きにつきましては、先ほどお話ししましたが、事業者によります地域経済の振興に資するような取組は様々ありますけれども、そのうちこの条例によって県が取りまとめる対象については、県契約を通じて促進されるもの、県契約に関わるものに限るという趣旨の括弧書きでございます。

具体的にはこちらのスライドの方をご覧いただければと思っております。地方公共団体の契約方法には大きく一般競争入札、指名競争入札、随意契約があります。そのうち一般競争入札では、今ご覧いただいた条文、地方自治法施行令が出ていますけれども、一般競争入札の場合は入札参加資格を設定することができる。それから、指名競争入札の場合は指名参加資格を設定することができるというふうになっております。それから、一般競争入札の中で、契約の内容が

らして価格だけによらないで価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決めるべきものについては、総合評価一般競争入札の方式をとることができますが、その場合には落札者決定基準を設定するというようになってございます。条例で規定しておりますのは、事業者の取組を取りまとめる対象としましては、例えば入札参加資格にはこういう取組をしている事業者とか、落札者決定基準では、例えば地域からの雇用確保を進めているといったような基準を設定することができるのですが、こういった入札参加資格ですとか、落札者決定基準に設定できるようなものについて県が取組を取りまとめる対象にするということを条例で規定しています。

そして、その他契約に関係するものについては、規則で定めるものに限るというふうになってございます。逆に言うと規則でこの取りまとめる対象を追加できるということとなっております。

それで、この指名競争入札のところまでは条例で規定しているのですが、随意契約の中でも企画競争随意契約という方法があります。随意契約は、競争入札によらないで契約の相手方を決めるというものですが、その決める際に価格だけによらずに企画を競争させて契約の相手方を決めて、その方と随意契約を結ぶという方法がございまして、これは実質的には総合評価一般競争入札と似たような感じでした、価格だけではなくてその他の要素も総合的に判断して、企画の内容と価格でもって契約の相手方を決めるというものでございます。一般に企画競争随意契約では、企画競争への参画資格、参加要件を決めたり、それから落札者決定基準と同じように評価基準をあらかじめ決めて企画競争していくということで、この落札者決定基準なりに類似したもので、今般規則で規定しようという案を本日お示ししているものでございます。

次に、規則第3条でございます。資料の1頁をご覧くださいと思います。規則第3条は、条例第7条第4号の規則で定める被保険者の資格の取得に係る届出を要する者は、受注者及び下請者等のうち、同号に掲げる規定による届出をしなければならない者であって、同条第2号及び第3号に掲げる規定による届出をしなければならない者並びに同条第2号及び第3号に掲げる規定による届出をした者以外の者としようとするものでございます。

言葉にするととても長いというか、わかりにくい表現ですので、説明については資料3頁の真ん中から下の方をまずご覧くださいと思います。資料3頁に条例第7条の条文がございまして、この第7条は、県契約の受注者及び下請負者等が最低賃金の支払いや健康保険、年金保険、労働保険、雇用保険に関する届出義務を遵守しなければならないということを規定しております。

そして、この中で第4号の国民健康保険、国民年金の被保険者の資格取得の届出につきましては、規則で定める者に係る届出に限って受注者等に遵守を義務づけてございます。

これにつきまして、またちょっと飛んで恐縮ですが、資料6頁をご覧くださいと思います。6頁の下のほうに表がございまして、この条例の規定では、この表にありますように、第2号（健康保険）、第3号（厚生年金保険）では受注者が労働者の健康保険、厚生年金の届出を遵守するというようになっていまして、個人事業主、建設業などで労働者を雇用せずに自分自身と家族などだけで事業を行っている、いわゆる一人親方につきましては、労働者ではないということから健康保険、厚生年金の届出の対象ではないわけですが、下請、孫請などとして実際には労働者のように労働したりしているという実態に

も鑑みまして、個人事業者、一人親方に係る国民健康保険、国民年金への加入の促進を図るためにその届出について、規則によって対象として定めるということで遵守を義務づけようとするものでございます。

規則文ということで、表現はちょっと回りくどいのですが、国民健康保険、国民年金の届出をしなければならないような方々の中から、この2号及び3号の健康保険、厚生年金の届出をしなければならない方、あるいは健康保険、厚生年金に任意に加入した方を除いた、個人事業主とか一人親方といった方々を、条例における国民健康保険、国民年金の届出義務者にしようというものでございます。

それから、この※印の3のところに書いていますのは、国民健康保険、国民年金の届出義務者のうち、この条例で遵守義務を負わせられるのは受注者と下請業者ということであります。国民健康保険の届出義務者は国民健康保険の被保険者の世帯主、あるいは国民健康保険組合加入の場合は組合員を指しますが、こういった世帯主や組合員といった届出義務がもともとある方について義務をかけるといいますか、遵守対象にするという意味から、本日の案はこのような回りくどい表現にしております。

ただ、この表現はちょっとわかりにくいのではないかなと思っており、現在、表現について法規担当課と調整中でございます。若干わかりにくいけれども正確さを重視して結果的にこうなる可能性もありますが、法規担当課との調整により今後変更される場合があるということをご了承いただきたいと思います。

以上が規則案についての説明でございます。よろしくお願いたします。

○熊谷会長 ありがとうございます。只今の事務局からの説明に対しまして、御質問あるいは御意見ございましたら。

はい、どうぞ。

○谷藤委員 2つほど質問させていただきたいのですが、第3条の遵守を求めるという内容ですけれども、もともと法律上の届出をする人に遵守する義務を課するという理解でいいのかというのがまず第1点。

あともう1つは、先ほど企画競争随意契約というお話ありましたが、これが実際どういう分野でどれぐらいのものかというあたりをちょっと教えていただければと思います。

○工藤労働課長 まず、もともと法律等で届出義務がある方に遵守義務を負わせるということかという質問についてはそのとおりでございます。条例第7条の規定が、もともと別途法律で遵守、届出しなければならないことになっているものを県の条例でも重要だということで法令遵守をしなければならないと改めて規定しているというものでございます。

それから、2つ目の御質問ですが、企画競争随意契約につきましては、実際に平成26年度の状況でございますが、まず県営建設工事と県営建設工事以外で集計してございまして、県営建設工事以外では平成26年度は、入札と随意契約の件数が2,911件ございまして、そのうち建設関係業務委託の企画競争随意契約は29件、その他の契約での企画競争随意契約は137件ということでございます。県営建設工事につきましては、企画競争の分類はしておりませんが、随意契約が401件あるということでございます。

次に、企画競争による随意契約の実例ですが、男女共同参画センターの業務委託を行う際に企画競争で随意契約をしております。その企画競争した際

に、評価項目としまして自主事業の内容が男女共同参画センターの設置目的、業務方針に適合しているかなどといったことを評価基準に加えて審査しているということがございます。

それから、いわて若者ステップアップ支援事業という事業を委託した際にも企画競争で随意契約をしてございます。この際には、評価関連項目としまして業務実績に、過去にニート等の社会的自立に関する事業で良好な実績を有しているかというような項目を入れてございます。

今回の条例の趣旨に合うような取組を評価項目に入れるといったことが新たな企画競争随意契約についてもあるのではないかと想定されるということで、今回この規則で加えようというふうに考えているものでございます。

○谷藤委員 随意契約の場合、金額的には余り大きくはないという認識で大丈夫ですか、結構大きな額のものもあるのですか。

○高橋雇用対策・労働室長 随意契約は基本的に金額で、契約の種類によって幾ら以下のものは随意契約することができるというような金額での条件での随意契約がありますし、それから性質上、契約の相手方が特定されるということでの随意契約がありますが、多いのは金額での随意契約ですので、金額的には競争入札よりは規模が小さいものが一般的でございます。

○熊谷会長 それ以外はいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○秋山委員 先ほどご説明いただいた資料No.3の6頁ですけれども、下のほうに法人、個人事業主の表があって、一番右側の「適用」の項目のところ、条例と規則とあって、個人事業主1人から4人の国民健康保険、国民年金のところの区分が条例と規則のどちらにも属さずに空欄となっているのですが、ここはどういうふうな意味になるのでしょうか。

○工藤労働課長 この規則を検討するに当たって、こういうふうに整理をするととても見えやすくなるわけですが、趣旨としましてはあくまでも条例第7条で遵守義務の対象になります受注者及び下請者等がこういった届出をしなければならぬということでございます。条例で健康保険法と厚生年金法の届出をするのは、法人の形態の常用労働者、役員と、それから個人事業主の場合の健康保険法、厚生年金保険法が適用になる5人以上の常用労働者の方々が対象になるというのははっきりするのですけれども、逆に言うと4人以下の常用労働者の方々の分の届出、健康保険に任意加入されればそれでいいのですが、任意加入されない方々は国民健康保険、国民年金保険の届出をしていただくというのが国民皆保険の趣旨に合致していると思いますし、届出義務があると思うのですが、ただその場合の届出義務につきましては、※印の2にありますように、国民健康保険の被保険者の世帯主、それから国民健康保険組合加入の場合は組合員と国民年金の第1号被保険者本人であるということで、労働者あるいは世帯主の方が届出義務者になってしまいます。この条例の作りからして届出義務を受注者に届け出てくださいというのは条例で義務づけられると思うのですけれども、労働者本人たちに届出を遵守しなさいというのは条例の趣旨に合わず、条例の作りからしても労働者を対象にはできないというところでございます。ただ、そうはいつてももちろん加入を薦めるということは必要でございますので、そういった義務づけというのはまた別にこの条例の趣旨なりを普及啓発するのにあわせて、こういった届出の徹底なり意識の醸成を図っていききたいというふうに考えてございます。

- 熊谷会長 よろしいでしょうか。非常に技術的な感じの部分なので、恐らく。それ以外はいかがでしょうか。御意見とかいかがでしょうか。
- はい、どうぞ。
- 佐藤委員 契約全般に関する事なのですが、先ほど資料No.2の方で質問すればよかったのでございますけれども、資料No.2の4頁の対象が知事部局ということになっているのですが、特別会計の公営企業会計について、例えば病院あるいは発電所をつくるなどの場合は条例の対象にはもともとしていない、あるいは何か準用規定みたいなのを置いているのでしょうか。ちょっと条例を詳しく見ていないのですが、そこら辺のところはいかがなものでございましょうか。
- 工藤労働課長 確かに資料No.2の4頁には県知事部局の組織しか載せてございませませんが、これは理解のために示したということで、実際にはこの条例は県全体に適用になりますし、実際に全庁的に取組を進めることとしてございます。
- それから、公営企業についての準用につきましては、具体的には平成29年4月1日までに施行される予定の第8条の特定県契約の措置につきましては、知事は規則で定めるところによって、特定受注者に対して報告を求めることができる、あるいは必要な場合は調査を行うことができるというふうになっておりますが、公営企業の管理者については第8条第3項で知事の扱いに準じて報告を求め、また調査を行うことができるというふうになってございます。
- いずれ条例、県全体に適用になるということで全庁的に取り組んでいきたいと考えてございます。
- 熊谷会長 ありがとうございます。それでは、それ以外はいかがでしょうか。なければ、それでは資料No.3に基づく説明もこの程度にいたしまして、最後に事務局のほうからお願いいたします。
- 工藤労働課長 この議案につきまして、色々貴重な御意見いただきましてありがとうございます。この条例規則の案につきましては、いただきました御意見を踏まえて、さらに検討を進めさせていただいて、次回の審議会でもたご説明させていただいて、御審議、御意見を賜りたいというふうに考えてございますので、よろしくをお願いいたします。ただ、基本的な案につきましては、今ご説明した案を踏まえて、さっきお話ししましたように法規担当課と表現等を検討させていただいて、また次回お諮りするということでお願いいたします。
- 菅原商工労働観光部長 部長の菅原でございます。本日大変貴重な御意見を様々頂戴いたしまして、大変ありがとうございました。
- 技術的な側面につきましては、只今労働課長から申し上げましたとおり、規則制定に向けまして法規関係部局とも十分連携をとりまして、誤りのないよう進めてまいりますし、また次回でほぼ規則の内容を固めるということになります。その細かい技術的な部分も皆様にお諮りして説明できるように準備をさせていただきたいと思っております。
- また、その他この条例が県全体をカバーする条例であるというところの考え方、あるいは資料No.2の4頁の既存の組織との役割分担のお話などございましたので、この辺につきましても若干はっきりしたお答えにならない部分が一部あったかと思っておりますので、その辺につきましても考え方を整理いたしまして、次回にまた改めてお話をさせていただければと思っております。
- 今後のスケジュールとしましては、次回の審議会でも本日いただいた御意見等をもとに検討しました条例の施行規則案のほか、今度は条例の基本理念の実現を図るための県の取組についても御審議を進めさせていただく予定としてご

ございます。そういうことで、委員の皆様方におかれましては引き続き審議会の運営にご協力、ご理解いただきますようお願い申し上げまして、私からのコメントとさせていただきます。ありがとうございました。

○熊谷会長 ありがとうございます。

7 その他

○熊谷会長 次に次第のその他ですが、委員の皆様から特に何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○稲葉委員 今、役割分担のお話が出たのですが、もう一つの入札契約適正化委員会とどうしても重なるところが出てくると思いますが、明確に分離するということではなくて、ある程度重なっても構わないと思います。この審議会は基本的にはこういう観点から議論するというように、基本的な視点だけ明確にしていただければ、重なるということに特に配慮するというか、心配されることはなく、そこはこだわらなくていいのではないかと思います。

○熊谷会長 その他の意見ということではなくて、前の議論に対する意見ですね。そういうことですので、よろしく願いいたします。

また戻って、その他なのですけれども、委員の皆さんからはございますか。事務局から何かその他でございますか。

○工藤労働課長 それでは、事務局からは次回の審議会の開催についてでございます。先ほどご説明しました条例のスケジュールにおいて、県が取り組む事項等について御審議をお願いするという必要もありますので、本年の9月上旬ごろに開催させていただきたいというふうに考えてございます。既に別途連絡をとらせていただいたりしてございますが、日程調整等、引き続き連絡をさせていただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○熊谷会長 ありがとうございます。それでは、以上をもって議事を閉じさせていただきます。

今後の進行は事務局にお返しいたします。

8 閉 会

○高橋雇用対策・労働室長 委員の皆様、ご熱心にご審議いただきまして、大変ありがとうございました。本日の会議はこれをもちまして、閉会とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。